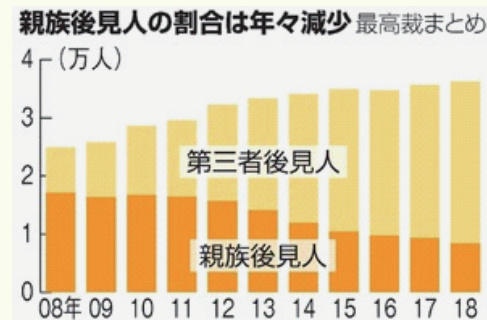


## 成年後見制度 最近の動向

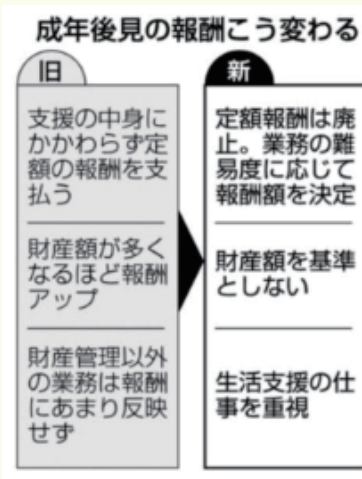
### 最高裁 成年後見人には「親族が望ましい」(2019年3月18日)

最高裁は基本的な考え方として、後見人にふさわしい親族など身近な支援者がいる場合は、本人の利益保護の観点から親族らを後見人に選任することが望ましいと提示。また、後見人の交代も、不祥事など極めて限定的な現状を改め、状況の変化に応じて柔軟に交代・追加選任を行うとする。後見人になった家族の不正などを背景に弁護士ら専門職の選任が増えていたが、この傾向が大きく変わる可能性がある。

(3月19日 朝日新聞)



### 報酬の見直し



最高裁が成年後見人の報酬について算定方法を改める考え方を示した。新しい報酬の仕組みでは、仕事の内容にかかわらず支払われる定額の報酬は廃止の方向だ。財産管理に偏った現在の算定方法を改め、生活支援を重視。業務の実績に応じて報酬が支払われるようになる。財産目録の作成や本人との面会など、各業務の難易度に応じて「標準額」を定め、実施した業務に応じて標準額を加算・減算する形を想定している。

現在は利用者の財産額に応じて決めているが、業務の難易度により金額を調整する方法に改め、介護や福祉サービスの契約といった日常生活の支援に報酬を手厚くする。認知症や1人暮らし高齢者の増加を見据え、生活支援を手厚くする方向への転換を打ち出した。

生活支援（医療や介護の体制を整えるなど）を重視する報酬算定の実現には、専門職として関与する弁護士や司法書士らの意識改革のほか、後見人の仕事をチェックする家庭裁判所の増員も課題となる。後見人の支援の内容が適切かどうか、きめ細かく監視する態勢も必要だが、現状でも「家裁の裁判官や職員の人数は業務に追いついていない」との指摘が相次いでいる。背景には「仕事内容に比べ後見人の報酬が高い」といった利用者の不満があるが、報酬を受け取る立場の弁護士らから、改定に異論も出ている。

(3月26日 中国新聞)

## 安佐北

### 「第4回 楽しい終活とアクティブシニア応援フェア」 (4月21日)

4月21日(日)、終活ケアプラザひろしま・(株)広島県住宅管理センター主催の「第4回 楽しい終活とアクティブシニア応援フェア」が、フジグラン高陽で開催されました。みのり相続遺言相談室と心の絆ネットワークも相談ブースを出展。当日は15名の方が立ち寄り、畑山先生・桑田先生・安佐北会員メンバーが交代で対応をしました。内容は、親の財産管理に関する相談から、遺言書・相続法の改正・信託など多岐にわたりました。その中で継続的な支援が必要な方や気軽に寄れる場所として、みのりサロンを紹介できた事は、日常の活動と繋がり、お役に立っている実感がありました。



相談内容(重複あり) 遺言…6件 相続…6件 信託…4件 後見…2件 登記…1件

#### 終活フェアのブース当番をしてみた感想

- ・前回の終活フェアでは相談というより「成年後見って何ですか？」など「制度」に関する質問が多かったように思います。今回は、生活上の具体的な問題としての質問や意識になっており、例えば「認知症になったら銀行からお金を引き出すことが出来ない。その為に成年後見人をたて第三者に財産管理をして貰うなんて納得がいかない」と自分の考えを伝えられます。我が国の成年後見制度の利用者数の伸び悩みを鑑み、問題点や今後の課題に関しても、更に学んでいきたいと感じました。
- ・遺産相続、遺言などで悩んでおられた方が、相談された事で少し悩みが解消され、喜んでお帰りになった姿をみると是非、次回も終活フェアに参加したいと思いました。

### くらしの相談支援サロンみのり ※最近のイベント

#### 広島市消費生活出前講座「悪質商法にご用心」

4月9日16名参加あり。参加者から多数の質問や体験談などがありました。きっぱりと断る事が大切であり、実際に声に出して練習しました。



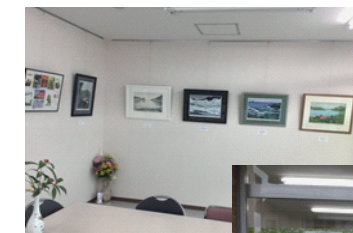
#### 笑いヨガ(戸外編)

毎月1回土村インストラクターにより、笑いを伝授して頂いております。  
4月23日は戸外での笑いヨガを楽しみました。

#### みのりミニギャラリー「第3回 木版画展」

1月10日～2月28日

近隣在住の方からの作品を展示させて頂きました。第1,2回に引き続き今回も好評でした。



#### ※今後の予定

- 毎月第1・3火曜日 市民後見人による成年後見制度の相談会の継続
- 今後も、みのり講座・みのりミニギャラリー・みのりミニ音楽会など開催予定(不定期)。
- 月～土曜日(10～16時)「くらしの相談支援サロンみのり」にてサロンサポーターとしての活動継続